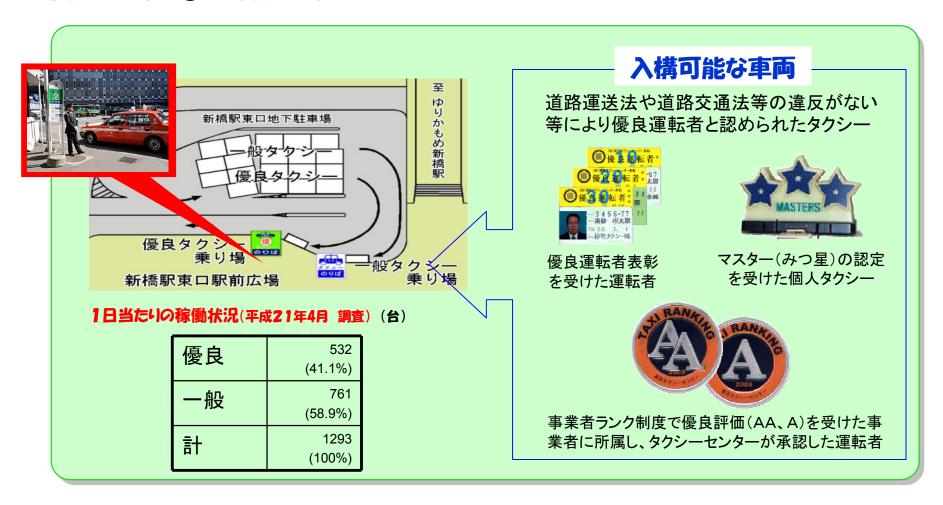
「乗り場」での選択性向上の工夫(例)

1. 優良乗り場 ①JR新橋駅東口



平成20年9月 交通政策審議会 タクシー事業を巡る諸問題に関する検討WG(第9回)資料を参考に作成

②銀座乗車禁止地区(平成21年11月30日(月)より)

銀座乗禁地区内タクシー乗り場 有楽町駅 高速道路 優良乗り場 /堀通り [会通り 102 新橋駅 数寄屋橋 外堀通り 銀座口前 優良乗り場 晴海通り 銀座(4) 銀座(8) 銀座(7) 銀座(6) 銀座(5) 銀座四 新橋 乗禁規制地域 無線タクシー乗り場 ハイヤー乗り場 一般タクシー乗り場 (11ヶ所) (5ヶ所) (4ヶ所)

- ※ 入構可能な車両は、JR新橋駅東口と同じ。
- ※ 都内ではこのほか、JR東京駅丸の内北口、JR新宿駅西口地下で優良乗り場を実施。

2. タクシー事業者を選択できる乗り場 (JR市川駅)



タクシー乗り場に3台分のスペースが設置されており、利用者は3台のタクシーから自分の乗りたいタクシーを選択できる





3. 自治体のタクシー乗り場 (柏市役所)



市内のタクシー事業者の電話番号一覧が表示されている

4. 駅ターミナルへの入構制限

■JR千葉駅

- OJRがタクシー協会千葉支部に入構権(有料)を 与え、協会は構内運営委員会を作り、入構する 事業者、台数を決定
- 〇千葉県内の多くのJRの駅で同様な仕組あり

■新京成五香駅

〇東口

駅前は新京成電鉄の土地のため、京成グループの会社のみ入構可能

〇西口

駅前は市有地のため、松戸市がタクシー協会支部と契約を結んで、入構するタクシーを決定

協会支部は構内運営委員会を組織して入構事業者、台数を決定